

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年4月12日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

福祉部保険年金課

#### 2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和4年2月15日

#### 3 監査の実施期間

令和3年12月8日～令和4年2月15日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

##### (2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約全般に関する事務について

エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。なお、次の点に留意されたい。

(2) 意見

国民健康保険料の賦課に関する事務処理において、法令等の適正な運用について改めて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理が行えるよう万全を期すことを望むものである。